

正儀世守

季は	地は	ツレ	ツレ	シテ	ワキ
雜	唐土	正儀	世守	母	官人
		(兄)	(弟)		

次第

「屠所におもむく重科人。／＼。羊あゆみを急がん。

ワキ

「さても彼二人の者に縄をかけ。科に行ふ事余の儀にあらず。盜人無道の業にてもなし。宮中にて親の敵を討ちたれば。幼しといひ孝なりといひ。尤も助くべけれども。國の法とて力なく。二人ともに切られん事の無慙さよ。

下歌

「實にや何事も。報いありける浮世かな。

上歌

「古へ彼大臣殿。／＼。かれらが父を討ちし故。報

いの罪の遁れ得で。闇々と討たれぬ。さればそれ故彼等をも。邪見の官人生捕りて。時をもかへず羊のあゆみの。廻る因果と云ひながら。早くも報ふ浮世ぞと。末の露。もとの零や世の中の。後れ先だつならひかな。／＼。

「急ぎ候ふ程に。屠所の辻に着きて候。帝よりの宣旨には。申の一点に誅し申せとの御事にて候ふが。いまだ時が来らず候ふほどに。暫く時を待たばや

ワキ詞

シテ一聲
と存じ候。

「如何にあれなる道行人。そなたへ稚き囚人や二人
帰りて候ふか。何帰るとや。それく留めて給は
り候へ。なふそれこそわらはが子にて候へ。旧里
を出でし鶴の子の。

地「松にかへらぬ淋しさよ。

地「去る程に。時の未もはや過ぎぬ。申一点も近づけ
ば。二人を西に引きすゑて。既に切らんと進みけ

り。

シテ「聞くより心うち乱れ。飛び立つばかり思へども。
さすが女の身にあれば。先へはさらに行かれず。

地「十念高く唱へつゝ。あたりの人をのけゝれば。

シテ「見物の人々も。おのきあれと急ぎけり。

地「南無阿弥陀仏と唱へつゝ。太刀振り上げて切らん
とす。

シテ「剣の下よりも。

地

「立ちよりてや。子供に取りつきて泣き居たりや。

ワキ詞
「いかに是なる女。何とて大事の首の座敷へは直り

けるぞ。

シテ詞
「さて彼等をば何しに誅し給ふぞ。

ワキ
「今夜内裏に忍び入り。左の大臣殿を討ちたる科に
より誅するよ。

シテ
「なふ其大臣殿は。かれらが為めには親の敵にて候
はぬか。

ワキ
「中々の事親のかたき候ふよ。

シテ
「親のかたきを討ちたる者をば。陣の口をさへ許さ
ると申すたとへの候ふものを。

ワキ
「それはさる事なれどもさりながら。この国の大法
には。人を討ちたるものをば助けぬ法にて候。

シテ
「人を討ちたる者を助けぬ御法ならば。さてかれら
が父を討ちし大臣殿をば。何とて今まで助け給ふ
ぞ。

ワキ 「それは大人是は小人。いかで其身に對すべき。

シテ 「位を重んぜば。賤しきを敵と思ふべからず。彼等

は賤しき者なれば。たゞ打ち捨てゝおき給へ。

ワキ 「申す処はさる事なれども。もとより定まる法例には。

シテ 「一人を討たば。

ワキ 「一人を切り。

シテ 「二人を討てば。

ワキ 「あうそれは二人誅するよ。

シテ 「さて彼等は何人討ちたるぞ。

ワキ 「大臣殿一人討ちたるなり。

シテ 「そは其法こそ違ひたれ。そなたは大臣たゞ一人。

此方はかれら兄弟父共には三人。三人の者に別るゝならば。わらはも此世に有るまじや。さもあらば一人のかはりに四人まで失ひ給はん事は如何に。是は憲法の政道か。

ワキ

「余りの道理につめられて。此官人も是非を弁へず候。さあらば兄弟の内を一人切り申さうするにて候。

シテ
「あら悲しやみづからを切つて給はり候へ。

ワキ
「総じて囚人に身代りはなきぞとよ立ちのき候へ。

いかに正儀世守。何れにても本人出でゝ切られ候へ。

世守
「さん候本人にて候ふ切つて給はり候へ。

正儀
「順義と申し年のほど。唯それがしを切り給へ。

世守
「老少不定と聞く時は。親に先だつ子もあれば。弟も兄に先だつべし。

正儀
「兄と思はゞ何とてか。我が言ふ事をば背くらん。聞かずは汝不孝たり。

世守
「兄弟此世にありてこそ。兄の不孝も恐るべけれ。

地
「御身空しくなり給はゞ。不孝とも勘当とも。誰かは我を叱るべき。とても不孝の身とならば。御手

に掛けさせおはしませ。

正儀「正儀は言葉を出だし得ず。

シテ「母も涙に咽びけり。

地「邪見の官人も。皆鉢剣を投げ捨てゝ。顔を押へて泣き居たり。

ワキ詞「言語道断何れも剛なる者にて。我さきへ切られんくと申し候ふ程に。時刻が移り候。何れにてもあれ一人えつて出だし候へ。

シテ詞「あら計ひ苦しの母が心のうちや候。兄とやいはん弟とや。正儀は父が形見なり。世守は母が名残なり。

り。

ワキ詞「いやく左様に申せば時刻が移り候。疾うくえつて出だし候へ。

シテ詞「わらはも思ひ定めて候。兄を助けて弟を切つて給はり候へ。

ワキ「あら不思議や。皆人々に弟は乳のあまりとて悲し

む処に。何とて兄を助け弟を切れとは申すぞ。

シテ
「是も謂の候ふぞとよ。兄は繼子弟はわらはが実子にて候。

ワキ
「さればこそゝれにつけても不審なれ。まさしき
繼子を助け置き。わが子を切れと申す事。返す
ぐも不審なり。

シテ
「兄を殺さば本よりも。憎みて切ること道理なれ
と。草の陰なる彼等が父の。思はん事も恥かしけ
れば。さてこそ兄を助け。弟を切つて給はんとは。
せんかたなさに申すなり。

ワキ
「あら不便や候。さては継母継子にて有るよな。今
まで育てつる有様委しく申し俟へ。

シテ
「やあ如何に正儀。やはか今ならでは継母とも思ふ。
うたてやなお事三歳の年の春。御身の母此世むな
しくなり給ふ。其後わらは御事の父と契を結び。
子と云ふ者のなかりしかば。世にいとほしき事限

りなし。年立つ春の朝には。齡を延べて猶足らず。九夏の天はいつとなく。暁の風は手を去らず。立ちても居てもいとほしみの心をなし。寐ても覚めても成人を待ちしなり。其後世守出で来ても。おことを隔つる事もなく。

地「つぼみさかふる梅桜。月日の如く育てしに。

クセ「かくまゝしき中ぞとは。いまだ知れる人もなし。さればいつまでも。顕さじとは思へども。命を助

けん其為めに。今此事をあらはすぞ。かまひて世守よ。母うらめしと思ふなよ。繼子をだにも憎まねば。まして我子をば。何しに憎みはつべき。

シテ「此理りを思ひやりて。

地「兄が命に代らんと。おもふも孝子なるものを。母うらめしと思ふなよ。さかさまなりける。世にながらへて何かせん。思へば身もくるし。母ともに誅し給へや。

「物の哀れを知らざるは。唯木石にことならず。彼兄弟を助け置き。明日は内裏に召し出だされ。たとひ勅勘を蒙る身となるとも。いかでか助けであるべきぞと。此よし奏聞申しければ。帝は是を聞し召し。

地「もとより世守といへる字は。世を守ると書きたれば。世守を国のあるじとし。正儀を左の臣下とす。實に有難や孝子の。仏意にかなふ故なりと。上下万民よろこびの。家に帰るぞ有難き。く。